

第 3 8 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 3年 8月 4日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

7月 6日から市民ギャラリー栄で行こなわれた「私たちの表現の不自由展・その後」の展示会について、会館の休館決定と使用停止に関わるプロセスが分かる文書の全部

2 同月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、「名古屋市民ギャラリー栄に係る今後の対応について一式」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年11月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を非公開とした理由として、本件行政文書に記載されている情報が犯罪の捜査に関する情報であって、公にすることにより、捜査の遂行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第 7条第 1項第 3号に該当すると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書は、令和 3年 7月 8日に発生した名古屋市民ギャラリー栄（以下「市民ギャラリー栄」という。）宛て郵便物が破裂した事案（以下「本件事案」という。）を受けて、経緯と対応案を市役所内部で説明する資料として実施機関において作成したものであり、対応案として市民ギャラリー栄の休館及び使用停止が示されているものである。

(2) 本件処分において非公開とした情報は、警察の捜査情報である。本件事案についての捜査は継続中であり、当該情報を公にすることにより、証拠隠滅が図られる等捜査の遂行に支障が生ずるおそれがある。また、捜査が終了したとしても、今後同様の犯罪を企図しようとする者に犯罪捜査に関する情報を教示することとなり、犯罪の予防や将来の捜査の遂行に差しさわりが生ずる懸念があり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 審査請求人は、休館決定及び使用停止が行われたプロセスを知ることは、警察の犯罪捜査の問題とは別の問題であると主張するが、審査請求人のいう判例は公の施設の使用許可申請に対する不許可処分の違法性に関するものである。一方で、本件処分における公開非公開は、条例に則って判断する以外になく、その非公開情報該当性は、上記(2)で述べたとおりであるため、審査請求人の主張は本件処分を覆すものではない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち非公開部分につき開示決定をせよ。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 7月6日から11日までの市民ギャラリー栄の休館と使用停止の決定は、開催されていた「私たちの表現の不自由展・その後」（以下「不自由展」という。）等の展示が事実上開催不可能になることを意味し、市民に保証されている憲法第21条第1項の「表現の自由」を侵害することになる。

(2) 表現の自由を保証する公共施設の利用制限については、泉佐野市民会館事件最高裁判決（平成7年3月7日判決）や上尾市福社会館事件最高裁判決（平成8年3月15日判決）でも、警察の警備をもってしても生命、身体に対する差し迫った明らかな危険がない場合、施設利用を禁ずることは憲法違反であると判断している。

(3) 本件公開請求で求めた内容は、7月6日の市民ギャラリー栄の全館休館決定と使用停止のプロセスの文章で、名古屋市として、いつ誰がどのような根拠で、「警察の警備をもってしても生命、身体に対する差し迫った明らかな危険」があると判断し、休館と施設利用の停止を決定したかという

ことである。市民の表現の自由を事実上制限する決定が、どのような理由とプロセスで決定されたかを知ることは、警察の犯罪捜査の問題とは別の、市民の憲法に保障された権利行使の問題である。当然公開がなされなければならない文書である。

(4) また、名古屋市としての判断過程についての文書の公開を行ったとしても、警察の捜査の遂行に支障が生ずる具体的なおそれは認められない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書において実施機関が非公開とした本件事案の経緯及び今後の対応案のうち本件事案の詳細を記した部分並びに郵便物の写真（以下「本件情報」という。）が、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

(1) 本件事案について

令和 3 年 7 月 8 日朝に発生した、市民ギャラリー栄に届いた郵便物が破裂した事案である。

同日、実施機関は、安全管理上の支障があるとして施設全体について、一時供用を中止した。その後、警察からの要請等も踏まえ、同月 11 日までの市民ギャラリー栄の臨時休館を決定した。

なお、同月 6 日から 11 日までの間、当該施設では不自由展の開催が予定されていたが、臨時休館の決定に伴い、不自由展も事実上の中止となった。

(2) 本件行政文書について

本件事案の発生を受けて、実施機関が、令和 3 年 7 月 8 日に今後の対応方針について市長への説明を行った際に使用した資料一式である。市長への説明用の資料一体として特定しており、以下の資料で構成されている。

ア 名古屋市民ギャラリー栄に係る今後の対応について

実施機関が、本件事案の経緯及び今後の対応案をまとめた文書である。本件事案の経緯、今後の対応案及び根拠条文が記載されており、本件情報はその一部分である。

イ 名古屋市民ギャラリー栄における臨時休館について（通知）

実施機関が、市民ギャラリー栄の指定管理者である公益財団法人名古屋市文化振興事業団に対して、令和 3年 7月 8日付で当該施設の臨時休館を決定したことを通知した文書である。

ウ 名古屋市民ギャラリー栄について（第2報）

実施機関が、市民ギャラリー栄の臨時休館について、令和 3年 7月 8日に報道発表した資料である。

エ 名古屋市民ギャラリー栄について

上記ウの報道発表時の市長用の読み文である。

オ 郵便物の写真

4 条例第 7条第 1項第 3号の該当性について

(1) 本号は、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報は、本件事案に関する情報であり、上記第 3の 2(2) で実施機関が主張するとおり、警察の犯罪捜査に係る情報であることが認められる。

(3) また、本件情報は、本件事案の詳細が記載された部分及び郵便物の写真であり、当該情報を公にすることにより、証拠隠滅が図られる等捜査の遂行に支障が生ずるおそれがあるとする実施機関の主張に不合理な点はない。

(4) 以上のことから、本件情報は、条例第 7条第 1項第 3号に該当する。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年11月26日	諮問書の受理
令和 4年 1月 5日	弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 5年 2月 3日 (第42回第 3小委員会)	調査審議
3月 3日 (第43回第 3小委員会)	調査審議
3月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人